

静岡おみやげアイデアコンテスト 実施要項

1. 背景・目的

- ・ 本年4月の訪日外国人旅行者の推計が過去最高の390万人余となるなど、国内・インバウンドの観光需要が急激に高まる中で、静岡市としてもその需要を取り込んでいくため、地域内外から人々を引きつける力（地域引力）を高めていく必要があります。
- ・ 静岡市の観光が抱える課題の1つに「観光消費単価の低さ」が挙げられます。これは、静岡市を訪れる方々が静岡市の魅力と触れ合う、出会うための体験や購買の機会が十分ではないことを表しています。特に、「食」は旅の満足度を決定づける大きな要素の1つであり、地域ならではの魅力ある商品・コンテンツの早期充実が求められています。
- ・ このため、共創により、地域資源や静岡市の強みである食品製造業を生かした、静岡市といえばこれだ！と選ばれる新たな食のおみやげを創出し、静岡市への来訪者の満足度向上を図るとともに、地域経済の活性化を図ります。

2. 募集内容

(1) 募集テーマ：

静岡市といえばこれだ！と選ばれる新たな食のおみやげ

※駅構内や観光スポットの物売場での販売が想定できるもの。

※容易に持ち運びができ、常温で日持ちするもの。

【参考：静岡市の魅力（静岡市公式ホームページ）】

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p009121.html>

(2) 募集期間：2025年8月21日(木)から10月14日(火)まで

(3) 募集部門：

【アイデア部門】静岡市の新たなおみやげとしての企画・アイデア

【商品開発部門】新商品の開発または既存商品のリニューアルを行うことにより、静岡市の新たなおみやげとしての定着が期待できるもの。

(4) 応募対象者：

【アイデア部門】市内外を問わず、アイデアを提案したい方（1人1件まで）

【商品開発部門】市内に本社もしくは製造拠点を有するまたは市内事業者への製造委託を想定する事業者（1者1件まで）

(5) 応募要件・資格：

- ・ 未発表かつ、他のコンテスト等に応募していないアイデアであること。

- ・既存のキャラクター、ロゴ、商品名等、第三者の知的財産権を侵害していないアイデアであること。
 - ・最終審査の対象者となった場合、市内で開催される最終審査会に参加できること。
 - ・アイデア部門の入賞者となった場合、市内で開催される商品開発を希望する事業者とのマッチングイベントに参加できること。
 - ・法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反する恐れがないこと
 - ・個人にあっては、静岡県暴力団排除条例（平成 25 年静岡県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
 - ・事業者にあつては、条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は当該法人若しくは団体の役員が同条第 3 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 賞及び賞金（該当作品なしの場合があります）：
各部門 最優秀賞 1 点 10 万円、優秀賞 2 点各 5 万円
- (7) 審査方法：
 ・一次審査 書類審査で各部門 5 作品程度を選出
 ・最終審査 公開プレゼンで各部門最大 3 作品を表彰
- (8) 審査基準：
 【地域性】・静岡市の地域引力向上につながるものであるか。
 【独自性】・代替商品や競合商品が少ないものであるか。
 ・今までにない新しい視点や発想など、既存のおみやげとの差別化が図られたユニークなものか。
 【共感性】・コンセプトが明確であり、買い手に伝わるものであるか。
 ・来訪者が有する「静岡市」のイメージと調和しているか。
 【市場性】・買い手の感性に訴えるものであるか。
 ・静岡市を訪れる様々な方が買いたくなる商品か。
 【実現性】・技術的、経済的に量産可能なものであるか。
- (9) 審査員：マーケティング専門家、地元の小売事業者・観光関係者、料理専門家など 5 名程度（予定）

3. 応募について

- (1) 提出期限：令和 7 年 10 月 14 日（火）23：59
- (2) 応募方法：以下の応募フォームに必要事項を記載のうえ、ご提出ください。
 【応募フォーム】<https://logoform.jp/form/79j2/1124386>
 ※原則として、オンラインのみでの受付とします。

4. 賞金の交付等について

- (1) 賞金は、入賞者の確定後に交付します。ただし、市税等の滞納があった場合、賞金の交付は行いません。
- (2) 賞金の交付決定を受けた入賞者は、静岡おみやげアイデアコンテスト賞金交付請求書と、次に掲げる書類を提出してください。
 - ①納税証明書
 - ②その他必要と認める書類
- (3) 入賞者が偽り或其他不正な手段により賞金等の交付を受けたときは、その全部又は一部の返還を求めます。

5. 商品化事業者とのマッチングについて（アイデア部門のみ）

コンテスト入賞アイデアと商品化を希望する事業者とのマッチング機会を提供し、具体的な商品化を促進します。

※入賞しなかったアイデアについても、静岡市 HP にて応募アイデアの概要を公開し、商品化に関する問い合わせがあった場合は、応募者と商品化を希望する事業者との仲介を行います。

6. 商品化支援について

コンテスト入賞アイデアについて、テストマーケティングのための場の提供等、商品化に向けた支援を行います。

7. 情報の取扱いについて

本事業を通して提供された情報は、審査会の運営を含む 本事業の実施に必要な範囲だけで利用し、その他の目的で利用することはありません。

なお、アイデア部門については、入賞の有無にかかわらず、すべての応募者の『氏名（またはニックネーム）』、『作品名』および『作品の概要・アピールポイント』が静岡市 HP にて公表されます。

また、商品開発部門については、最終審査の対象となった場合、『企業名』、『作品名』および『作品の概要・アピールポイント』が静岡市 HP にて公表されます。

8. スケジュール



9. 注意事項

- (1) 著作権、商標、意匠、特許等、応募内容に関して事前に権利化が必要な場合は、応募者の責任において権利手続きを行ってください。
- (2) 入選・選外の理由等、選考に関する個別のお問い合わせにはお答えしかねます。

10. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。